

(ヨリ)	
第一二十九条ノ一十一 第一 (第二十九条ノ内)、第二十九条の四第十一項 第一段、第二段及び第三段、第二十九条の五第十二項、第二十九条の五第十四項 及び第二十九条の六第十一項及び第二十九条の六第十二項第二項第一 (第二十 九条ノ三) 第二項の規定の範囲の適用に係る部分に限る。)を除く。)の範囲は、 第八人の規定による登録、転籍登録及び転居登録が行う場合について準 用する。(表改略)	(モ)
第二十九条ノ一十一 第一 (第二十九条ノ内)	(モ)
(第二十九条ノ三) 登録、転籍登録及び登録転居登録、行つ第一項第二分ノ候 各一オケ・前項第一項登録料金へ (表改略)	(モ)
(モ)	

(モ)	
第一二十九条ノ一十一 第一 (第二十九条ノ内)、第二十九条の四第十一項 第一段、第二段及び第三段、第二十九条の五第十二項、第二十九条の五第十四項 及び第二十九条の六第十一項及び第二十九条の六第十二項第二項第一 (第二十 九条ノ三) 第二項の規定の範囲の適用に係る部分に限る。)を除く。)の範囲は、 第八人の規定による登録、転籍登録及び転居登録が行う場合について準 用する。(表改略)	(モ)
第二十九条ノ一十一 第一 (第二十九条ノ内)	(モ)
(第二十九条ノ三) 登録、転籍登録及び登録転居登録、行つ第一項第二分ノ候 各一オケ・前項第一項登録料金へ (表改略)	(モ)
(モ)	